



尤袤刻本李善注『文選』に関する一考察：  
題目並びに作者の李善注を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2009-09-16 キーワード: 作成者: 大橋, 賢一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00005841">https://doi.org/10.32150/00005841</a>

## 尤袤刻本李善注『文選』に関する一考察

— 題目並びに作者の李善注を中心に —

北海道教育大学旭川校漢文学研究室

大橋 賢 一

### 概 要

清、胡克家は南宋、尤袤刻本李善注『文選』について、「其れ改易する所  
有るなり。顯然たること已に見ゆ」と述べ、尤袤が李善注をも増補改訂した  
とみなしている。しかし、尤袤刻本を北宋年間に刊行された国子監本などと  
見比べてみると、尤袤が増補したと見なすことで、つじつまのあわない例が  
でてくるのが確認された。本稿は、このような事例を数条検討すること、  
尤袤刻本李善注『文選』の性格の一端を明らかにしようとしたものである。

### はじめに

清の胡克家は、自身が重刻した南宋、尤袤刻本李善注『文選』（以下尤本  
と略称）について、袁説友の跋文を引用し、尤袤が李善注『文選』を刊行す  
るに到った経緯を踏まえ、該書の性格を次のように述べている。

（前略）文選以李善本為勝。尤公博極羣書、今親為讎校有補云云。補字  
下損失。今本無此跋、必脫去也。説友、袁説友、即尤跋之袁史君。此跋末  
言尤之讎校、語雖未竟、而其有所改易。顯然已見。今錄附於後、以資詳考。  
「『文選』は李善本を以て勝るものと為す。尤公 博く羣書を極め、  
今 親ら讎校を為して補うこと有り云云」と。「補」字の下に損失あり。  
今本に此の跋無く、必ず脱去することあらん。説友は、袁説友、即ち尤跋  
の袁史君なり。此の跋末に尤の讎校を言えば、語 未だ竟らずと雖も、其  
れ改易する所有るなり。顯然たること已に見ゆ。今 後に録附して、以て  
詳考に資す。

（『文選考異』卷一〇卷末「附」）

袁説友とは、尤袤（一一二七～一一九四）が李善注『文選』を刊行するに  
あたり、刊行費用を負担した人物である。なお、省略した部分には袁説友が、  
尤袤に出資した経緯が記されている。

胡克家が、「補」字の下に損失あり。今本に此の跋無く、必ず脱去するこ  
とあらん」と指摘するように、清、丁鈞所蔵の尤袤本『文選』（中国国家図  
書館蔵本）に載る袁説友の跋文には、「補」のあとに「学者。是所謂成民而  
致力於神者與。淳熙辛丑三月望日建袁説友題」という二十七字がみえる<sup>①</sup>。従っ  
て袁説友の跋文は「今親為讎校有補学者（今 親ら讎校を為して学ぶ者を補  
うこと有らしめん）」とよむべきものであらう。袁説友の跋文によれば、尤  
袤が李善注『文選』を刊行するにあたり、李善注『文選』の底本を校勘し、  
あわせて尤袤が後世の『文選』を「学ぶ者」のために「補」足をしたと言え  
そうだ。実際、尤袤の校勘作業の成果は『李善與五臣同異』（附尤本『文選』  
卷末）に結実している。このように、李善注『文選』と五臣注『文選』との  
本文に対する校勘作業は確認できるが、一方で、李善注に対して校勘作業を

行ったという尤袤自身の発言は、尤本に載るその序文にはみえない。

胡克家は、尤袤に近い人物である袁説友の「尤公 博く羣書を極め、今親ら讎校を為して補うこと有り」という発言を重く受け止め、尤本を刊行するにあたり、「此の跋末に尤の讎校を言えば、語 未だ竟らずと雖も、其れ改易する所あるなり。顯然たること已に見ゆ」と述べ、尤袤自身が李善注に關しても補足をしたと推定している。「学を補う」を、「改易」することと解釈するのは即断に過ぎる嫌いがあるが、確かに、尤本には、尤袤自身が李善注を補ったかみえる例も無くはない。しかし一方で、諸本を仔細に比較検討してみると尤袤が、李善注を補ったと考えるのが難しい事例もあるようだ。

刊行された李善単注本の完本として、現存するものは尤本しかないが、近年、尤本よりも古い、中国国家図書館蔵、北宋天聖明道本（国子監本とも。以下該書を国子監本と略称）が、北京図書館出版社から影印出版された<sup>③</sup>。国子監本は、残念ながら李善単注本の完本ではないが、尤本より古い刻本がこれよりほかに現存しない以上、尤本の性格を明らかにする上で、重要な版本であることは疑いない。本稿では、この国子監本を中心に他の『文選』諸本を利用しながら、胡克家の指摘について検討し、尤本の性格の一端を明らかにするものである。なお本稿で用いた『文選』諸本は以下の通りである。

①尤本（一一八一年刊）李善注『文選』

（中華再造善本、北京図書館出版社、二〇〇四年）

②国子監本（一〇二三～三三年頃刊）李善注『文選』

（中華再造善本、北京図書館出版社、二〇〇六年）

③明州本（一一三一～一一六二頃刊）六家注『文選』

（汲古書院、一九七四年）

④朝鮮奎章閣本（一四二八年刊）六家注『文選』（正文社、一九八三年）

⑤四部叢刊本（南宋）六臣注『文選』（商務印書館、一九七九年）

⑥陳八郎本（一一六一一年刊）、五臣注『文選』

（台湾国立中央図書館、一九八一年）

⑦『文選集注』（『唐鈔本文選集注彙存』上海古籍出版社、二〇〇〇年）

胡克家『文選考異』については、胡刻本『文選』（中華書局、一九七七年）所収のものを用いた。また、本稿では、『文選』諸本の本文を記す際には原文の字形に従い、それ以外については常用漢字で表記する<sup>⑤</sup>。

## 一 東方朔「非有先生論」の検討

本稿では題目及び作者に注記があるものに着目して、尤本と国子監本を比較し、胡克家の指摘の是非について考えてみたい。というのも、題目と作者に注が付されている場合、史書によって作者の伝記や作品が作られた経緯が示されることが多く、比較の対象が増えるからである<sup>⑥</sup>。

国子監本の作品は全部で一二一篇あるが、そのうち、胡克家の見方が妥当であるかのようにみえる、東方朔「非有先生論」（卷五一）を検討しておこう。なお、傍線部は国子監本と異なる部分である。

【尤本】

東方曼倩

班固漢書、東方朔、字曼倩、平原厭

次人。武帝即位、言得失。又設非有

先生論。

【国子監本】

東方曼倩

漢書曰、朔又設非有先生論。

この箇所について、胡克家は次のように述べている。

袁本、茶陵本無此二十二字、有漢書曰朔四字是也。朔見於画贊注、其答客難下亦不復出。或記於旁、尤誤取以增多耳。

袁本、茶陵本に此の二十二字無く、「漢書曰朔」の四字有るは是なり。「朔」は「画贊注」（卷四七夏侯湛「東方朔画讚」を指す）に見え、其の「答客難」（卷四五）の下にも亦た復出せず。或いは旁に記せしもの、尤誤まりて取り以て增多するのみならん。

六家注、六臣注所収の李善注は、国子監本の記述に一致しており、尤本の

李善注だけが、他の諸本に比べて多い。胡克家が指摘するように、夏侯湛「東方朔画讚」の冒頭には、「大夫諱朔、字曼倩、平原厭次人也。魏建安中、分厭次以爲樂陵郡、故又爲郡人焉。事漢武帝、漢書具載其事」とある。また「答客難」の東方朔に付された李善注には、『漢書』が引用され「答客難」が記された経緯が示されているだけであつて、東方朔の字や貫籍などは一切記されていない。先の注に該当するものが示されているのだとすれば、李善注の体例を踏まえると「已見上文」あるいは「已見某」とあるはずだが、ここにはそうした注文はみえない。胡克家の考えに沿えば、ここはその体例に従っていないだけということになるのだろうが、腑に落ちない点ではある。

『漢書』卷二六、東方朔伝には、「東方朔、字曼倩、平原厭次人也。武帝初即位、(中略)四方士多上書言得失。(中略)東方朔初來、上書曰：。(中略)又設非有先生論」とあつて、若干の違いが認められるが、尤本にのる李善注の基づくところが確認できる(傍点は筆者による。以下も全て同じ)。ただ、このような記述が、尤袤の底本とした李善注に添え書きされていたのかは判然としない。

また胡克家は人名「東方曼倩」の「倩」について、次のように述べている。  
 袁本、茶陵本云善作倩。案、此尤校改正之也。前作倩、自不得有異。但所見伝写誤。

袁本、茶陵本に云う、善は「倩」に作る、と。案するに、此れ尤の校して之を改正するものなり。前に「倩」に作れば、自ら異有るを得ず。但だ見る所 伝写の誤りのみならん。

明州本、奎章閣本、四部叢刊本にも同様に「善作倩」という記述がみえる。また、胡克家の指摘の通り、先に触れた夏侯湛「東方朔画讚」では諸本いずれも「字曼倩」に作っており、この個所と整合性を欠いている。この件については、尤袤が李善注『文選』の中で整合性をとるために、書き換えた可能性もなくはない。なお、尤袤『李善與五臣同異』には、この点についての言及はない。『李善與五臣同異』は、詩題及び作者を校勘の対象としておらず、

本文だけをその対象としている。

## 二 東哲「補亡詩」の検討

先に見たように、胡克家の見方が正しいかにも見える例もあるが、ここではかかる見方に齟齬が生じる事例について検討していきたい。まず、東哲「補亡詩」(卷一九)をみよう。人名「東廣微」には、次のような注がついている。

【尤本】

王隱晉書曰、東哲、字廣微、平陽陽干人也。

父惠、馮翊太守。兄瑒、與哲齊名。嘗覽古詩、惜其不備、故作詩以補之。賈謐請爲著作郎。

【国子監本】

王隱晉書曰、東哲、字廣微、平陽人也。賈謐請爲著作郎。

【陳八郎本】

(李周) 翰曰、王隱晉書曰、東哲、字廣微、陽平人也。賈謐請爲著作。嘗覽周成王詩、有其義亡其辭、惜其不備、故作辭以補之。

五臣も李善同様に『晋書』を引用して、東哲について説明しているが、その記述は異なっている。この注について胡克家は次のように述べている。

此四十九字袁本、茶陵本無。所載五臣翰注亦引王隱書而文大異。蓋并善於五臣之誤。以尤所見爲是。

此の四十九字は袁本、茶陵本に無し。載する所の五臣翰の注も亦た王隱の書を引くも文は大いに異れり。蓋し善を五臣の誤りに并べん。尤の見る所を以て是と爲す。

胡克家は五臣、李周翰の注が王隱『晋書』を引用し、それが尤本の記述と異なっていることを踏まえ、尤本の李善注こそが正しく王隱『晋書』を引用したと断定している。胡克家がいうように、明州本、四部叢刊本共に尤本李善注の記述はみえないが、対する奎章閣本には、国子監本と同一の李善注が引用されている<sup>⑧</sup>。このことは、「東廣微」に付された李善注が、確かに二種あつたことを示すものである。問題は、国子監本よりも多い、尤本の記述が何に

由来しているのかを考えることにあろう。

胡克家の考え方によれば、王隱『晋書』が、もともと李善注に載っていた以上、尤袤が補ったか、あるいは尤袤が底本とした李善注『文選』に記載があったとみなすのが穏当であろう。そこで、尤本李善注にしかみられない記述——表に示した傍線部について順に検討してみたい。

まず、東哲の貫籍を示した「平陽陽干人也」について検討しよう。なお、李善がここで引用している王隱『晋書』は現在散逸しており、主な輯本として、清の黄奭（『黄氏逸書考』子史鈎沈）と湯球（『九家旧晋書輯本』）がある。清、呉士鑑・劉承幹『晋書斟注』は、現行の『晋書』東哲伝の「陽平元城人」について、「東哲、字広微、平陽陽平人也」という尤本李善注の記述を引用し、「思うに（『晋書』）地理志には、元城と陽平の二県はいずれも陽平郡に属しており、平陽には属していない。王隱『晋書』は間違つて陽平県の人と見なし、かつ郡名をあやまって平陽としている」と述べている。尤本にしても、胡刻本にしても、「平陽陽干人」に作っていることから、呉士鑑等は「干」を「平」の欠筆とみなしたのであろう。一方、湯球は「平陽」の二字について「二字疑うらくは衍ならん（二字疑衍）」と述べている。誤つた記述か、あるいは衍字か、どちらが正しいか判断をつけ難いが、いずれにせよ、この李善注の記述は、尤袤が付け加えたものではなく、もともと、その底本にあったことを思わせるものである。

次に「父惠、馮翊太守。兄璨、與哲齊名」について検討しよう。この記述は、現行の『晋書』東哲伝は「祖混、隴西太守。父龕、馮翊太守。並有名譽。哲博學多聞、與兄璆、俱知名」となっている。両者が混同しうる可能性について考えてみると、字形についていえば、「惠」と「龕」、「璨」と「璆」は、前者は似ても似つかないし、後者は偏が同じだが、旁が全く異なっているもので、書き誤る可能性は非常に少ない。また、字音についても、「惠」が去声齊韻であるのに対し「龕」は下平声覃韻であり、一方「璨」が去声翰韻であるのに対し「璆」は下平声尤韻であるから、やはり音が類似していることによつ

て記述を誤る可能性もなさそうだとすれば、『晋書斟注』が「均しく異なれば必ず一誤有り（均異必有一誤）」と指摘しているように、事実関係としては一方が誤りということになるだろう。どちらが誤りかどうかは、裏付けられる資料がない以上、判断することが不可能であるが、注意しておきたいのは、東哲の父兄の名が、現行の『晋書』と王隱の『晋書』とで記述が異なっていた、という事実である。

国子監本には、東哲の父兄に関する記述がないことから、胡克家の推定が正しいとすれば、尤袤が王隱『晋書』から補ったとも考えられそうだとす。しかし、尤袤の蔵書目録『遂初堂書目』正史類には、「旧杭本晋書」「川本晋書」とあるだけで、雑史類、史学類などにも王隱『晋書』の記述はない。また、宋代の主な書目である『崇文総目』、晁公武『郡齋讀書志』、陳振孫『直齋書録解題』にも王隱『晋書』は載っていない。歴代正史の目録において、王隱『晋書』を載せる最も古いものは、『隋書』経籍志であるが、そこには「晋書八十六卷 本九十三卷、今残欠。晋著作郎王隱撰」とあり、隋代においてすでに完本でなかったことが確かめられる。『旧唐書』経籍志、『新唐書』芸文志には、共に「晋書八十九卷 王隱撰」とあるが、『新唐書』を最後に、正史の目録から王隱『晋書』の記述は消えている<sup>1)</sup>。

こうした目録に王隱『晋書』の書名がないからといって、南宋時、王隱『晋書』が完全に無くなっており、尤袤が王隱『晋書』を見る機会が全くなかったとい切るのは即断に過ぎるかもしれない。しかし尤袤自身の目録にないこと、その他、当時の主立った目録にも著録されていない事実は、やはり尤袤自身が、東哲の父兄の名を補足引用したというよりは、尤袤が底本とした李善注にすでにあったという蓋然性が高いことを示しているのではなからうか。また、『芸文類聚』『太平御覽』といった類書が利用された可能性もなくはないが、該当部分について、湯球が『文選』補亡詩注以外に拠り所を示していないことを踏まえると、やはりその可能性も低いであろう（なお、黄奭が引用している王隱『晋書』の記述は五臣注である）。

次に「嘗覽古詩、惜其不補、故作詩以補之」という記述であるが、これは、五臣の「嘗覽周成王詩、有其義亡其辭、惜其不備、故作辭以補之」とほぼ一致するものであるから、尤袤がここから補った可能性もなくはない。だとすれば、「周成王詩」を「古詩」と、「詩」を「辭」と置きかえる可能性はあるとしても、「有其義亡其辭」の六字を落としているのは、やや不自然に思われる。

以上の検討を踏まえると、ここに引用されている尤本にしかみえない李善注の記述は、尤袤が書き加えたのではなく、尤袤が用いた底本自体にすでにあった可能性が高いといえよう。尤本にしかみえない李善注が、李善自身が記したものか、あるいは、李善以外の別の第三者が付け加えたものであるかは判然としない。ただ、唐末、李匡父の、

代伝数本李氏文選。有初注成者、覆注者。有三注、四注者。当時旋被伝写之。其絶筆之本、皆积音訓義、注解甚多。余家幸而有焉。嘗将数本並校、不唯注之贍略有異、至于科段互相不同、無似余家之本該備也。

代に数本の李氏文選を伝う。初注の成る者、覆注なる者有り。三注、四注なる者有り。当時旋りに之を伝写せらる。其の絶筆の本は、皆音を積し義を訓じて、注解甚だ多し。余の家には幸にして有り。嘗て数本を將て並べ校ぶるに、唯だに注の贍略に異なるもの有るのみならず、科段互相いに同じからざるに至るまで、余の家の本の該備なるに似たるは無きなり。<sup>12)</sup>

（『資暇集』卷上「非五臣」）

という記述を踏まえると、尤袤が底本として用いた李善注『文選』は、国子監本のそれとは、系統を異にするものであったと思われる。国子監本と尤袤が用いた底本のうち、いずれがより古いかは、更に検討しなくてはならないが、少なくとも、東哲の注についていえば、尤袤の底本のほうが、後出のもののように見受けられる。

### 三 成公綏「嘯賦」の検討

ここでは、成公綏「嘯賦」（卷一八）の題に付された李善注について検討しよう。

【尤本】

鄭玄毛詩箋曰、嘯、蹙口而出聲也。

籀文為歎、在吹部。毛詩曰、其嘯也歌。

【国子監本】

鄭玄毛詩箋曰、嘯、蹙口而出聲也。

冒頭の鄭玄『毛詩箋』の引用は全く同じであるが、後半の傍線部分は国子監本に欠けている。胡克家はこの箇所について「袁本、茶陵本に此の十四字無し（袁本、茶陵本無此十四字）」と述べるに留まり、尤本の李善注の記述が多い理由については、特に言及していない。この十四字の李善注は、奎章閣本、明州本、四部叢刊本にもみえない尤本独自の記述である。尤本、国子監本両方にみえる鄭箋は、題にみえる「嘯」の意味を示したものである。訓詁としてはこれで十分のように思われるが、尤本李善注では更に字形の説明が、「籀文は歎と為す。吹部に在り。毛詩に曰く、其れ嘯ぶいて歌う、と」と続いている。「籀文は歎に為る。吹部に在り」は、「嘯」の字形に関する注である。清、段玉裁『説文解字注』の欠部では嘯を親字とし「吹也。从欠肅聲。詩曰、其歎也譌」とあり、一方口部では嘯を親字とし「吹聲也。从口肅聲。歎。籀文嘯。从欠」とある。なお、欠部には「口部は歎を以て籀文の嘯と為すなり。此れ重ねて出だすは、蓋し小篆も亦た欠に从いて作ればなり（口部以歎爲籀文嘯矣。此重出者、蓋小篆亦从欠作也）」という段玉裁の注がみえる。

『説文』には、鄭玄の訓詁が付された『毛詩』召南、江有汜の「其嘯也歌」が引用されているが、その字形は異なり「詩曰、其歎也譌」となっている。かかる記述の齟齬について、王先謙は『詩三家義集疏』卷二において次のように述べている。

是歎嘯二字声義相同、經典通用。許引詩歎譌字与毛異、蓋出三家。韓作嘯歌、則歎譌為魯齊文矣。

是れ「歎」「嘯」の二字は声義相同しく、經典通用せん。許(慎)の引く詩の「歎」「譌」字と毛とは異れば、蓋し三家より出ん。韓は「嘯」「歌」に作れば、則ち「歎」「譌」は魯齊の文為らん。

王先謙によれば、許慎所引の『詩経』の原文は魯詩、齊詩を繼承する文字が用いられているといえる。周知の通り、『詩経』は、今文による魯詩、齊詩、韓詩と古文による毛詩の二系統があるが、李善が訓詁として引用しているものは、鄭玄『毛詩箋』である。成公綏の題目が、『毛詩』と同じ字形の口部「嘯」に作っているのだから、「毛詩曰、其嘯也歌」は、鄭箋の基づく原文を示すものとして、引用されることに意味があるうが、「籀文為歎、在吹部」は、特に注としての意図が見出し難い。ましてや、ここではわざわざ今文系統の「其歎也譌」という原文を持ち出す必然性はなからう。それ故「籀文為歎、在吹部」の七字は、蛇足のような注に思われる。

先に触れた尤袤の蔵書目録『遂初堂書目』詩類には、今文系統の『詩経』のテキストについては「韓詩外伝」しか著録されていないが、「小学類」には「旧監本許氏説文」「徐鍇説文」の二種の『説文』が記されている。「旧監本許氏説文」は、書名から推すと、北宋時、国子監が刊行した『説文』なのだろう。一方、後者の「徐鍇説文」は、南唐、徐鍇による『説文解字繫伝』、いわゆる小徐本を指す。該書卷一六、欠部にこの字がみえるが、この説解は段注の記述と変わらない。李善注に「籀文為歎、在吹部」とあるから、この個所は『説文』を踏まえたものではない可能性もあるが、管見に拠れば「吹」を部首にたてている字書は見受けられないから、「籀文為歎」という記述が、『説文』系統の字書に基づいているのは確実であろう。

尤袤が『説文』などの記述を確かめ、李善注を補ったと考えるのは、その蔵書目録に、基づく資料が確認されるとしても、先に指摘したように蛇足とも思われる記述を補ったと考えるのは、やはり不自然であろう。とすれば、

やはりこの個所についても、先の東哲「補亡詩」の注と同じく、尤袤がもとも用いた底本にあった記述と考えるのが穏当であろう。

#### 四 王褒「洞簫賦」の検討

最後に王褒「洞簫賦」(卷一七)について検討しよう。まず「洞簫賦」に付された注からみていこう。

【尤本】

漢書音義如淳曰、洞者、通也。簫之無底者、故曰洞簫。釋名、簫、肅也。言其聲肅肅然清也。二十三管、長三尺四寸。小者十六管。一名籥。

【国子監本】

如淳漢書音義注曰、洞簫、簫之無底者。釋名曰、簫、肅也。言其聲肅肅然。大者二十三管、長三尺四寸、小者十六管。一名箱。漢書曰、元帝爲太子、嘉褒所爲洞簫頌、令後宮貴人皆誦讀之。

題目に付された李善注について、胡克家は四条とりあげているが、順にその記述をみていこう。

「漢書音義如淳曰洞者通也」については、「袁本、茶陵本は此の十一字を「如淳漢書注曰洞簫」の八字に作る(袁本、茶陵本此十一字作如淳漢書注曰洞簫八字)」と述べている。胡克家の指摘通り、「漢書音義如淳曰」に作っているのは尤本に限られ、国子監本をはじめ、他の諸本いずれも袁本、茶陵本の記述と一致する。『文選』李善注においては、「漢書音義如淳曰」という言い回しが、この例を含めて一九条しかないのに対し、「如淳漢書注曰」という言い回しが三二条に及んでいるところから推すと、李善注においては「如淳漢書注」と記するのが一般的といえるのかもしれない。「漢書音義如淳曰」という言い回しは、例えば左思「魏都賦」(卷六)、「玄化所甄」に付された注に「漢書音義如淳曰、陶人作瓦器謂之甄。吉然反」とみえ、このことについて胡克家は「袁本、茶陵本は「如淳漢書注曰」に作る。案ずるに、此れも亦た

尤改むるなり（袁本、茶陵本作如淳漢書注曰。案、此亦尤改也）」と述べている。「洞簫賦」では、胡克家はこのような発言を繰り返してはいないが、「魏都賦」同様、尤袤が改めた個所とみなしていた可能性は高い。

李善注の体例からすれば、尤本の記述の方が誤っているといえるのかもしれない。しかし『隋書』経籍志には、如淳の単著として『漢書注』が掲載されておらず、隋から初唐にかけて如淳『漢書注』が単著として通行していたかどうかは判然としない。『隋志』に載る晋灼『漢書集注』に、如淳の注が引用されているのは明らかだから、こうした集注本に引用された記述を用いて、注がつけられた可能性のほうがむしろ高いように思われる。また『隋志』に著録されている、『漢書音義』と題する書物は、韋昭（七卷本）、蕭該（二卷本）の二種に限られ、如淳のものはないから、「漢書音義如淳曰」という言い回しも不自然に感じられそうだ。しかし、ここにいる「漢書音義」が臣瓚『漢書集解音義』二四巻を指しているのであれば、問題はなからであろう。臣瓚『漢書集解音義』は、『隋志』には「応劭撰」と記されているが、顔師古「漢書叙例」が「今の集解音義は則ち是れ其の書なれども、後人の見る者臣瓚の作りし所を知らずして、乃ち之を応劭等の集解と謂う（今之集解音義則是其書、而後人見者不知臣瓚所作、乃謂之応劭等集解）」と指摘しているように、恐らく臣瓚の編著であろう。とすれば、また「漢書音義如淳曰」という言い回しがあつたとしても不自然ではあるまい。李善が、『漢書』の注釈を引用する際の体例を示しておらず、引用する際の言い回しが二通りあることを踏まえると、どちらが正しいと確定するのは難しい。ひとまず、ここでは「如淳漢書注曰」「漢書音義如淳曰」という二つの表記の仕方があつたと考えるのが穏当であろう。

袁本、茶陵本が引用していない「洞者、通也」については、顔師古注『漢書』では、司馬相如伝下「洞出鬼谷之堀壘威魁」に対する張揖の注として「洞通也」と引かれているだけで、如淳の訓詁はみえない。一方、「簫之無底者」については、顔師古注『漢書』元帝紀「鼓琴瑟、吹洞簫」に如淳の注が全く

同じ形で引用されている。

また胡克家は李善注の「故曰洞簫」という四字に対し「袁本、茶陵本に此の四字無し（袁本、茶陵本無此四字）」と述べているが、『漢書』顔師古注にはこのような訓詁はみられない。ただ、この個所は、『漢書』注を踏まえた李善による自注という可能性も残されていよう。このように、尤本李善注所引の『漢書』注はやや不自然な点が見受けられる。

『漢書』注に続いて引用されている資料、『釈名』の記述「清也」について胡克家は「袁本、茶陵本に此の二字無し（袁本、茶陵本無此二字）」と述べている。胡克家のいうように「清也」もまた尤本にしかみえない記述である。李善注に該当する記述は、『釈名』（四部叢刊本）巻七、積樂器に「簫、肅也。其聲肅肅而清也」とみえる。李善注と比較すると、「言」を欠き「而」が加わっているが、尤本李善注のほうが、出典の記述に近いことが確認される。

また、尤本は「大者」を欠くが、この点に関する胡克家の指摘はない。だがとしても、「大者」二十三管一名籟」までは、李善自身の注とみなすことができるだろう。ともあれ、参照できる資料がない以上、尤本に「大者」の二字が欠けている理由は判然としない。

この末尾にあたる「籟」字について、袁本、茶陵本（明州本、四部叢刊本も同様）は尤本と同じ字に作っているのが、胡克家は校異を記していないが、国子監本と奎章閣本は「箱」に作っている。『爾雅』積樂に「大簫謂之言、小者謂之筴」とあり、郭璞は「大簫」に対しては「編二十三管、長尺四寸」と、「小者」に対しては「十六管、長尺二寸。簫一名籟」と注を記している。この記述が李善注に最も近いものと思われるが、「長三尺四寸」という記述の出典については不明というしかない。また、尤本李善注ならびに明州本、四部叢刊本の李善注が「一名籟」と記しているのは、『爾雅』の記述に一致するが、国子監本、奎章閣本李善注が記す「一名箱」の出典は判然としない。「一名箱」の出典が不明であることを踏まえると、国子監本の李善注が誤つ

ている可能性が高かるうが、注意しておきたいのは尤本と国子監本の李善注には、確かに記述の違いがあったという事実である。

胡克家は「一名籟」以下について、「袁本、茶陵本は「籟」の下に「漢書曰、元帝為太子、嘉褻所為洞簫頌、令後宮貴人皆誦讀之」の二十四字有り（袁本、茶陵本、籟下有漢書曰、元帝為太子嘉、褻所為洞簫頌、令後宮貴人皆誦讀、之二十四字）」と述べている。この二十四字を欠くのは、尤本の李善注に限られる。この件を検討するに先立ち、まず人名「王子淵」に付された李善注を確認しておこう。

## 【尤本】

漢書曰、王褒、字子淵、蜀人也。  
宣帝時為諫議大夫。帝太子體不安、苦忽忽不樂、詔使褻等皆之太子宮娛侍太子、朝夕誦書奇文、及自所造作。疾平復、乃歸。太子嘉褻所為甘泉及洞簫頌、令後宮貴人左右皆誦讀之。益州有金馬碧雞之寶、使褻祀焉。於道病卒。

国子監本の「□」は、判読できない文字である。奎章閣本は「於道病卒」に作っており、国子監本と奎章閣本の李善注がほぼ一致していることを踏まえると、恐らくこの二字も「道」「卒」と考えて間違いあるまい。

尤本に欠けていた「元帝為太子、嘉褻所為洞簫頌、令後宮貴人皆誦讀之」という二十四字にほぼ該当するものが、実はここにみえている（波線部）。また逆に、国子監本及び他の諸本にはみえない「宣帝時」及び「帝太子體不安、苦忽忽不樂、詔使褻等皆之太子宮娛侍太子、朝夕誦書奇文、及自所造作。疾平復乃歸」という記述がある。この二つの記述について、胡克家は「袁本、茶陵本無此三字」「袁本、茶陵本無此六十三字」と指摘するに留まっている。

『文選』諸本の李善注に引用されている記述、また尤本李善注にしかみえ

ない記述は、ともに現行の『漢書』王褒伝に確認されるものである。改めて、尤本李善注と『漢書』の記述を比較してみよう。

## 【尤本】

漢書曰、王褒、字子淵、蜀人也。  
宣帝時、為諫議大夫。  
帝太子體不安、苦忽忽不樂、詔使褻等皆之太子宮娛侍太子、朝夕誦書奇文、及自所造作。疾平復、乃歸。太子嘉褻所為甘泉及洞簫頌、令後宮貴人左右皆誦讀之。益州有金馬碧雞之寶、使褻祀焉。於道病卒。

## 【漢書王褒伝】

王褒、字子淵、蜀人也。宣帝時、修武帝故事。（中略）頃之、擢褒為諫大夫。其後太子體不安、苦忽忽善忘不樂。詔使褻等皆之太子宮虞侍太子、朝夕誦讀奇文、及自所造作。疾平復、乃歸。太子喜褻所為甘泉及洞簫頌、令後宮貴人左右皆誦讀之。（中略）後方士言、益州有金馬碧雞之寶、可祭祀致也、宣帝使褻往祀焉。褒於道病死。

傍線部に示したような、いくつかの違いはあるが、ほぼ『漢書』が忠実に引用されてきていることがわかる。

題目ならびに作者の李善注については、国子監本系統の記述のほうが、注として相応しいように思われる。というのも、題目の「洞簫賦」については、如淳の注、ならびに『釈名』によって「洞簫」についての訓詁を、また『漢書』を通して「洞簫賦」が作られた経緯を示し、人名に関しては、王褒の貫藉や経歴だけを示しており、それぞれの注の役割が明確になっているからだ。一方、尤本李善注は、作者「王褒」に関する注の中に、「洞簫賦」の記された経緯が取り込まれており、国子監本李善注よりもさらに『漢書』の引用が増えている。水増しされているこの「帝太子體不安、苦忽忽不樂、詔使褻等皆之太子宮娛侍太子、朝夕誦書奇文、及自所造作。疾平復、乃歸」二十三字は、必ずしも作品の理解に必要なものとは思われず、蛇足めいた嫌いを覚える。なお、この部分の五臣注には、人名「王子淵」に対して、

濟曰、漢書云、王褒、字子淵、蜀人也。益州刺史王襄薦於宣帝、仕爲諫議大夫。襄以簫音響清肅、故爲此賦。洞者通也。言其無底上下相通、故曰洞簫。

と記されているだけで、李善注との関係は希薄のようである。

胡克家が、この尤本独自の記載について、何ら言及していないのも、尤袤がこの部分を付け加えたと思ふことに、ためらいがあったからではなからうか。国子監本系統にはない、かかる記述を尤袤が『漢書』から、改めて引用し付け加えた可能性は殆どないであろう。恐らく、こうした違いが生じているのも、成公綏「嘯賦」や束哲「補亡詩」などと同じく、尤袤の用いた李善注の底本にあった記述をそのまま忠実に残して尤袤が刊行したことに起因しているように思われる。

### まとめ

以上、限られた例からではあるが、尤袤が李善注『文選』を刊行するに当たり、底本とした李善注の記述を増補した可能性は低いことが確かめられたと思う。

尤袤の著書目録『遂初堂書目』総集類にのる『文選』は「李善注文選」「五臣注文選」の二種しかない。先にも触れたように『遂初堂書目』では、『晋書』がそうであったように、版が異なるものについては「川本某々」「旧杭本某々」などと区別がなされている。また、注釈本についても、例えば『爾雅』などは「郭璞注爾雅」「孫炎注爾雅」というように区別がなされている。仮に尤袤が複数にわたる李善注の版本、鈔本を所有していたのであれば、同じように区別されていたであろう。しかし、目録に「李善注文選」一種だけが記されているところから推すと、尤袤はこの一種しか持っていなかった可能性が高い。ただ、尤本に載る尤袤の序文にみえる、

今是書流伝於世、皆是五臣注本。五臣特訓釈旨意、多不原用事所出。独

李善淹貫該洽、号為精詳。雖四明贛上各嘗刊勒、往往裁節語句、可恨。袤因以俸餘録木。会池陽袁史君助其費、郡文学周之綱督其役、踰年乃克成。

今 是の書（『文選』）世に流伝するも、皆な是れ五臣注本なり。五臣は特に旨意を訓釈するのみにして、多に用事の出づる所を原ねず。独り李善のみは淹貫該洽、号して精詳と為す。四明（『明州』贛上（『贛州』）各の嘗て刊勒（『刊行』）すと雖も、往往 語句を裁節（『省略』）するは、恨むべし。袤因りて俸餘（『俸給の残り』）を以て録木（『刻刊』）す。会たま池陽の袁史君 其の費を助け、郡の文学周之綱 其の役を督し、年を踰えて乃ち克成（『完成』）す。

という記述の「四明」「贛上」が、それぞれ明州本六家注『文選』と贛州本六臣注『文選』を指しているのは確かだろうから、尤袤が、六家注、六臣注を蔵書として持っていなかったとしても、底本とした李善単注本以外の李善注を参照する機会があったはずである。しかし、仮に尤袤がこれらの『文選』李善注によって増補改訂したとすれば、本稿で検討してきたものについては、尤本李善注の記述が、六家注、六臣注の李善注と一致するはずであろう。しかし、そうなっていない以上、やはり尤袤の用いた底本李善注自体が、独自の記述を持っていたと考えるのが自然ではなからうか。本稿で得た結論は、一斑を見て全豹を卜すという譏りを免れ得ぬものではあるが、少なくとも限られた事例の中では、かかる見方に妥当性があることを示すことができたと思う。

### 注

- ① このことについて、清の瞿鏞は、自身所蔵の尤本に胡刻本に欠けている二七字を補っている（『鉄琴銅劍樓藏書目録』卷二三「文選二十九卷附李善與五臣同異一卷」）。
- ② このことについて、程毅中・白化文は、「尤本袁跋的原文说的足『有补学者』能说明『其有所改易』呢」と述べている（『略談李善注『文選』的尤刻本』、『文物』第一期、一九七六年）。なお、同論文は、尤袤本『文選』が重刻された経緯を説明し、胡克家が底本とした尤本が版を重ねたものであることを論証している。

- ③ 該書は、中国国家図書館所蔵の国子監本二十一巻を影印したものであり、その内訳は巻一五～一九、卷三〇・三一、卷三六～三八、卷四六・四七、卷四九～五八、卷六〇の全一四冊からなる。このうち、完全に揃っている巻は三六、三七、四七、五〇～五五、五七、五八だけである。このほか、台湾故宫博物院にも巻一～六、八、九、一〇、一一が収められているが筆者未見である。故宫博物院所蔵の国子監本については、張月雲『宋刊文選李善注本考』（『故宮學術季刊』第二卷・第四期、一九八五年）に詳しい。なお、同論に完全に揃っているのは巻五のみとある。
- ④ 厳密に言えば、胡克家が『文選考異』を記すにあたり、校勘の対象としたテキストである袁本、茶陵本を用いるべきであるが、本稿では、ひとまず袁本系統のものとして明州本、奎章閣本を、茶陵本系統のものとしては四部叢刊本を用いることとした。また、胡克家は何焯の校勘記、並びに陳景雲『文選考正』を利用してゐる。何焯の校勘記が記された『文選』は、『中国古籍善本書目』（上海古籍出版社、一九九六年）に、「清祁憲藻録何焯校汲古閣刻本文選」などが記されているが、胡克家がどのテキストを用いていたのかは判然としない。なお、何焯『義門讀書記』文選の条には、何焯の校記はみえない。また、『文選考正』は『清史稿』芸文志に「『文選考正』二卷 陳景雲撰」という記述がみえるのに対し、『中国古籍善本書目』には「『文選考正』不分卷。陳景雲撰、清咸豐七年周鎮抄本。清翁同書跋」とみえる。残念ながら、何焯の校記も『文選考正』も筆者未見である。
- ⑤ 本稿を執筆する上で、本文並びに注に示したものの以外に、次あげる先行研究を参照した。
- ① 斯波六郎「李善文選注引文義例考」（『日本中国学会報』第二集、一九五〇年）  
 ② 斯波六郎「文選諸本の研究」（『文選索引』京都大学人文科学研究所、一九五七年）  
 ③ 森野繁夫「文選李善注について」（『日本中国学会報』第三輯、一九七九年）  
 ④ 森野繁夫「宋代における李善注文選」（『東方学』第六四輯、一九八二年）  
 ⑤ 向島成美「李善論—その事跡と文選注の方法について—」（『文芸言語研究』文芸篇二〇、一九九一年）
- ⑥ 富永一登『文選李善注の研究』（研文出版、一九九九年、二月）  
 ⑦ 岡村繁『文選の研究』（岩波書店、一九九九年、四月）  
 ⑧ 岡村繁「宋代刊本『李善注文選』に見られる『五臣注』からの剽竊利用」（『村山吉廣教授古稀記念中国古典学論集』汲古書院、二〇〇〇年、三月）  
 ⑨ 富永一登「書評 岡村繁著『文選の研究』」（『中国文学報』第六〇冊、二〇〇〇年、四月）  
 ⑩ 傅剛『《文選》版本研究』（北京大学出版社、二〇〇〇年、九月）
- ⑪ 水谷誠「李善注に見える典拠不明の訓詁は何から採られたか」（『中国詩文論叢』二〇集、二〇〇二年）  
 ⑫ 清水凱夫「文選李善注の性質」（『中国読書人の政治と文学』創文社、二〇〇二年）  
 ⑬ 常思春「尤刻本李善注《文選》 兩人五臣注的緣由及尤刻本的來歴探索」（『文選与文选学』学苑出版社、二〇〇三年）  
 ⑭ 佐竹保子「総集『文選』のなかに見える別集の痕跡—奇妙な自称と「奏彈劉整」、および陸善経注本『文選』の価値について—」（『東北大学中国語学文学論集』九号、二〇〇四年）  
 ⑮ 范志新『文選版本擷英』（貴州人民出版社、二〇〇四年）  
 ⑯ 富永一登「『文選』李善注の増補改變—從省義例「已見」について—」（『立命館文学』五九八号、二〇〇七年、二月）  
 ⑰ 富永一登「『文選』李善注の傳承—唐鈔本から尤本へ—」（『日本中国学会報』第五九集、二〇〇七年、一〇月）  
 ⑱ 作者及び題目に付された李善注については、胡大雷『《文選》李善注的作者注與題目注』（『中国文選学』学苑出版社、二〇〇七年）が詳しい。  
 ⑲ なお、便宜的に連作も一篇として数えた。また、詩や賦に付された序については作品数としては数えていない。  
 ⑳ 国子監本と奎章閣本の関連性の高さについては、岡村繁「重修北宋國子監本『李善注文選』序説」（『立命館文学』五九八号、二〇〇七年）に言及されている。また、この論の結びでは、北宋監本を復元するにあたり「全六十巻にわたり、主として集注本ならびに奎章閣本・袁本の李善注に據って、可能なかぎり北宋監本の全容復元を試みる」必要性が提起されている。  
 ㉑ 本稿でいう「現行の『晋書』」とは、唐代房玄齡等によって編まれた『晋書』を指す。なお、唐代に至って『晋書』が編纂された経緯、並びに『晋書』が編纂される以前の晋代の歴史書については、松岡榮志「『晋書』と『史通』—忘れられた歴史家たち—」（『歴史書の文体』樹花舎、一九九六年）に詳しい。  
 ㉒ 原文は次の通り。「案地理志元城陽平二県均属陽平郡、不属平陽。王書誤以為陽平県人。且誤郡名為平陽」。  
 ㉓ なお、九世紀末に成立したという藤原佐世『日本国見在書目録』正史家には、「晋書七十六卷 王隱撰」と載っている。  
 ㉔ 岡村繁『文選の研究』二九一頁の訓読による。なお、岡村論文では、「代」を「世」に作る。筆者が用いた『資暇集』は墨海金壺所収のものである。  
 ㉕ 洲脇武志「『文選』李善注所引『漢書音義』考」（『六朝学術学会報』第八集、二〇〇〇年）

七年)の調査による。また、同論文によれば「漢書音義某々曰」という引用は、李善注においては九十例に及ぶ。

⑭ 『漢書』の注釈書については、吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」(『東方学報』京都第五十一冊、一九七九)及び注⑬に示した洲協論文を参照した。

⑮ 岡村繁『文選の研究』二六頁の訓読による。

\*本稿は、平成一九年度北海道教育大学学術研究推進プロジェクト(学長裁量経費)若手研究支援経費による成果の一部である。

(旭川校准教授)